



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 3 月 23 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「貨物貿易における対外債権の登録管理について(その1) -貨物前払い部分-

国家外貨管理局は、2008年11月5日に「貿易与信登録管理システム(貨物代金前払い部分)の手続きガイドラインに関する通達」を、2008年11月15日に「貿易与信登録管理システム(ユーザンス付回収部分)の手続きガイドラインに関する通達」をそれぞれ発表しました。これらの通達により、中国における輸入取引で海外へ前払金を送金する場合や、輸出取引で90日を越えるユーザンス付回収の場合、外貨管理局の貿易与信管理システム(以下“システム”)への登録の申請が必要です。通達の概要は以下の通りです。

1. 輸入貨物代金前払金の登録について

(出所:「貿易与信登録管理システム(貨物代金前払い部分)の手続きガイドラインに関する通達」)

要件	・2008年11月15日より、海外へ輸入貨物代金を前払金として送金する場合、原則として事前に外貨管理局のシステムへの登録が必要。
登録内容 (第7条) (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・【契約の登録】輸入契約に前払条項が含まれる場合、契約を締結した日より15営業日以内に、または、輸入契約に前払条項がないもの実際に前払金が発生する場合、当該前払金対外送金日の15営業日前までに、システムに登録。 ・【支払の登録】輸入契約に前払条項が含まれる場合、契約の登録後、前払金対外送金日の15営業日前までに、輸入契約に前払条項がないもの実際に前払金が発生する場合、当該前払金対外送金日の15営業日前までに契約の登録と同時に、システムに登録。 ・【取引銀行の登録】前払金対外送金前に、送金取組依頼銀行を登録。
登録の取消 (第12条)	・既に前払による決済を行う旨の登録を行っている場合、或いは貨物を輸入しないことにより前払金の払戻しが発生した場合、企業は輸入関税申告書(または輸入貨物届出リスト)の交付日、または、払戻し日より15営業日以内に登録取消申請を行うことが可能。
対外送金 可能額 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・対外送金取組月の前12ヶ月分の対外輸入支払総額の10%未満。 ・設備機械類の輸入時など10%以上の前払金支払が必要な場合に限り、外貨管理局に別途申請することにより、30%まで増枠が可能。

2. 旧規定との比較について

旧規定	<ul style="list-style-type: none"> ・1契約で20万米ドル以上の場合のみ、外債登録が必要。 ・対外送金額の上限についての規定なし。
新規定	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額に係わらず、すべてシステムへの外債登録が必要。 ・対外送金額の上限は原則送金取組月の前12ヶ月分の対外輸入支払総額の10%未満。

※平成 15 年 10 月 24 日付アジアニュース「前払金支払制限の緩和について」の内容については、本通達の実施により廃止となります。

以上

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載